

作成日 2023/11/06

本SDSは、NG-BIOTECH社がEU規則(Regulation (EC) No 1272/2008 (CLP))に基づき作成・提供しているSAFETY DATA SHEET(03.06.2022作成、第4版)の情報を元に、輸入者である島津ダイアグノスティクス株式会社が日本の法令に基づき、「GHSに基づく化学品の危険性有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(JIS Z 7253:2019)7.1全体構成に示される16の項目について記したものです。

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	NG-Test® CARBA 5
製品コード	07855
供給者の会社名称	島津ダイアグノスティクス株式会社
住所	東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー20階
担当部門	信頼性保証部
電話番号	03-5846-5613
FAX番号	03-5846-5619
電子メールアドレス	yakuji@sdc.shimadzu.co.jp
推奨用途	研究用試薬
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分3 急性毒性(経皮) 区分2 急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分2 発がん性 区分1B
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H301+H331 飲み込んだ場合や吸入した場合は有毒 H310+H330 皮膚に接触した場合や吸入した場合は生命に危険 H350 発がんのおそれ H402 水生生物に有害
注意書き 安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260) 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261) 眼、皮膚、衣類につけないこと。(P262)

<p>取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280) 呼吸用保護具を着用すること。(P284) 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。(P301+P310) 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 直ちに医師に連絡すること。(P310) 医師に連絡すること。(P311) 特別な処置が緊急に必要である。(P320) 特別な処置が必要である。(P321) 口をすすぐこと。(P330) 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P361+P364)</p>	<p>応急措置</p>
<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p>	<p>保管</p>
<p>施錠して保管すること。(P405) 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>	<p>廃棄</p>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
N, N-ジメチルホルムアミド	<0.15%	HCON(CH ₃) ₂	(2)-680	既存	68-12-2
物質(その他)	100%	-	-	-	-

4. 応急措置

吸入した場合

直ちに医師に連絡すること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
特別な治療が緊急に必要である。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
直ちに医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

眼に入った場合

特別な処置が必要である。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合	<p>ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 特別な処置が必要である。</p>
5. 火災時の措置 適切な消火剤	<p>周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。 情報なし 燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。 消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 呼吸用保護具を着用すること。</p>
使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性 特有の消火方法	<p>消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。</p>
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	<p>呼吸用保護具を着用すること。</p>
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材 二次災害の防止策	<p>多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 漏出したものを掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収する。 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。</p>
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	<p>技術的対策</p>
	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。</p>
	<p>安全取扱注意事項</p>
	<p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 眼、皮膚、衣類に付けないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 呼吸用保護具を着用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p>
保管	<p>接触回避 安全な保管条件</p>
	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>

8. ばく露防止及び保護措置 設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具 手の保護具 眼、顔面の保護具 皮膚及び身体の保	呼吸用保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡、保護面を着用すること。 保護衣を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		固体
形状		固体
色		白色
臭い		データなし
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点 範囲		データなし
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限 界／可燃限界	下限 上限	データなし データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配 係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		情報なし
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		情報なし
混触危険物質		情報なし
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が165.5545895mg/kgのため区分3とした。
	経皮	急性毒性推定値が89.3327229mg/kgのため区分2とした。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が1570ppmのため区分3とした。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が0.42mg/lのため区分2とした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため分類できないとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		

眼に対する重篤な損傷性
 /眼刺激性
 呼吸器感作性
 皮膚感作性
 生殖細胞変異原性
 発がん性
 生殖毒性

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため分類できないとした。
 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため分類できないとした。
 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため分類できないとした。
 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため分類できないとした。
 区分1Bの成分が0.15%未満のため、区分1Bとした。
 (生殖毒性)
 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため分類できないとした。
 ※区分1Bは0.15%未満含まれる。
 (生殖毒性・授乳影響)
 データ不足のため分類できない。
 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
 動粘性率が不明のため、分類できないとした。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
 誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)
 水生環境有害性 長期(慢性)
 生態毒性
 残留性・分解性
 生体蓄積性
 土壤中の移動性
 オゾン層への有害性

(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が29.7%のため、区分3とした。
 毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
 データなし
 データなし
 データなし
 データなし
 データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

汚染容器及び包装

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
 各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
 Marine Pollutant

非該当
 Not applicable

	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 航空規制情報	非該当 非該当 非該当 非該当 非該当 非該当
緊急時応急措置指針番号		なし
15. 適用法令 労働安全衛生法		<p>作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 危険物・爆発性の物(施行令別表第1第1号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)</p> <p>N, N-ジメチルホルムアミド(政令番号:299) (5%未満)</p> <p>腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項) がん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)</p> <p>N, N-ジメチルホルムアミド 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)</p> <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)</p> <p>N, N-ジメチルホルムアミド(政令番号:298) (5%未満)</p> <p>がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)</p> <p>N, N-ジメチルホルムアミド 濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)</p> <p>皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)</p> <p>皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)</p>
労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)		

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和7年4月1日施行予定分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

N, N-ジメチルホルムアミド(政令番号:1069)
(5%未満)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
化審法
水質汚濁防止法

非該当
非該当

大気汚染防止法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
有害物質(法第2条第1項第3号、施行令第1条)
特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法
道路法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)
水道法

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

土壤汚染対策法

特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

16. その他の情報
連絡先

島津ダイアグノスティクス株式会社 信頼性保証部
TEL:03-5846-5613
FAX:03-5846-5619

その他

電子メールアドレス:yakuji@sdc.shimadzu.co.jp
組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。また、端数処理により合計値が100%とならない場合があります。

記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。

また、注意事項は通常の実施を前提としたものでありますので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。

当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。